

飯山市情報通信施設条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 加入者（第7条—第16条）
- 第3章 工事（第17条—第19条）
- 第4章 貸与機器（第20条）
- 第5章 放送番組審議会（第21条—第26条）
- 第6章 放送（第27条—第29条）
- 第7章 雑則（第30条・第31条）
- 第8章 罰則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2、放送法（昭和25年法律第132号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき、情報通信施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放送施設 ケーブルテレビジョン放送を行うための電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）をいう。
- (2) 保安器 加入者宅に設置する設備であって、宅内機器等を保護する機器をいう。
- (3) タップオフ 放送施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、保安器に最も近接するものをいう。
- (4) 引き込み線 放送施設の線路であって、保安器からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。
- (5) 貸与機器 加入者宅内で使用する機器のうち、市から貸与された機器をいう。
- (6) 引き込み工事 引き込み線の配線工事をいう。
- (7) 宅内工事 保安器からの宅内配線工事並びに貸与機器の接続及び調整をいう。
- (8) 指定工事人 引込工事及び宅内工事を行うために市長が指定した者をいう。
- (9) インターネット接続サービス 加入者の指定する場所と市が管理する接続拠点を電気通信設備で接続して相互通信を提供するサービスをいう。
- (10) 端末装置 インターネット接続サービスを利用するため、加入者が設置する電気通信装置をいう。

（設置）

第3条 地域に密着した情報の提供により、地域社会のコミュニケーションの構築、産業の振興及び市民福祉の向上を図るため、情報通信施設を設置する。

（情報通信施設の名称及び位置）

第4条 情報通信施設の名称は、飯山市情報通信施設とする。

2 情報通信施設局舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯山市情報センター	飯山市大字飯山1095番地1

（事業内容）

第5条 情報通信施設が行う事業は、次のとおりとする。

- (1) テレビジョン番組の制作に係る取材、編集及び収録に関すること。
- (2) 自主放送番組のテレビジョン放送に関すること。
- (3) 放送施設で受信するテレビジョン放送（多重放送を含む。以下同じ。）及びラジオ放送の再放送に関すること。
- (4) 衛星放送及び衛星通信の再送信に関すること。
- (5) インターネット接続サービスに関すること。

- (6) 情報通信施設の加入金、使用料、手数料及び放送使用料の徴収に関すること。
- (7) 情報通信施設への加入推進に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(事業区域)

第6条 情報通信施設が行う事業の区域は、飯山市の全域及び新潟県妙高市大字樽本丙の一部とする。

第2章 加入者

(加入、脱退、休止等)

第7条 情報通信施設に加入又は脱退しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 情報通信施設の使用を休止又は再開しようとする者は、市長に届け出なければならない。
- 3 市長より加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）の宅内機器を継承した者は、市長に届け出なければならない。
- 4 加入者が、自らの都合により電柱及び路線を移転又は変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(加入金)

第8条 加入者は、加入金を納付しなければならない。

- 2 加入金の額は、別表に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 加入者が脱退した場合でも、すでに納入した加入金の還付は行わないものとする。

(使用料)

第9条 加入者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、別表に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 使用料は、加入日の属する月から脱退又は使用を休止する日の属する月の前月まで徴収する。ただし、加入日の属する月の途中で脱退又は使用を休止した場合の使用料は、1月分を徴収するものとする。

(手数料)

第10条 市長は、第7条第2項及び第4項の規定による届出を行う者から、当該届出の際手数料を徴収する。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、届出後、徴収することができる。

- 2 手数料の額は、別表のとおりとする。

(放送使用料)

第11条 放送施設を使用して映像広告を行う者は、放送使用料を納付しなければならない。

- 2 放送使用料の額は、別表に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料等の納期)

第12条 使用料の納期は、当該月の月末（12月については、28日）とする。

- 2 加入金、手数料及び放送使用料の納期は、当該事由の発生した日の属する月の翌月の末日とする。
- 3 納期の末日（納期限）が民法（明治29年法律第89号）第142条に定める休日又は飯山市の休日とする条例（平成元年飯山市条例第27号）第1条の規定による休日に該当するときは前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期の末日（納期限）とみなす。
- 4 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、第8条から第11条までの規定にかかわらず、公共の用に供する場合及び特別な理由があると認めた場合は、加入金、使用料、放送使用料及び手数料を減免し、又は免除することができる。

(督促手数料)

第14条 使用料等に係る督促手数料については、飯山市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例（昭和39年飯山市条例第32号）第3条の規定によるものとする。

(使用の停止又は加入の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の停止又は加入の承認の取消しをすることができる。

- (1) この条例に違反したとき。

- (2) 放送又はインターネット接続サービスを故意に妨害したとき。
- (3) 放送施設又は貸与機器を故意に破損したとき。
- (4) 公益の確保のため特に必要があると認めるとき。
- (5) 使用料等を2ヶ月以上納付しないとき。
- (6) その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

(集合住宅に関する特例)

第16条 集合住宅として加入する場合において、第7条の規定にかかわらず、集合住宅の所有者又は管理者は、第8条の加入負担金を納付し、第9条の使用料を納付するものとする。

第3章 工事

(工事の施工)

第17条 貸与機器の設置に必要な引き込み工事並びに宅内工事の設計及び施工は、指定工事人が行うものとする。

2 指定工事人に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(便宜の供与)

第18条 市長は、放送施設を設置するために必要最小限において加入者又は第三者が占有する土地、家屋、構造物等を使用できるものとする。

2 加入者は、放送施設の設置に関し、地主、家主その他利害関係人があるときは、同意を得なければならない。

(経費の負担)

第19条 情報通信施設が行う事業に必要な施設の設置に要する経費の負担は、次に定めるとおりとする。

(1) 宅内工事の費用は、加入者の負担とする。

(2) タップオフからの引込み線及び保安器までの工事に係る費用は、市が負担する。ただし、加入者の負担が妥当であると認められる工事に要する費用は、この限りでない。

第4章 貸与機器

(貸与機器の管理義務)

第20条 貸与機器は、当該加入者が管理しなければならない。

2 加入者は、貸与機器を注意をもって取り扱うものとし、故意又は過失による破損、紛失等の場合は、原形に復するため必要とする費用を賠償しなければならない。

3 加入者が、脱退した場合は速やかに貸与機器を返還しなければならない。

第5章 放送番組審議会

(審議会の設置)

第21条 市長は、情報通信施設の放送するテレビジョン番組（以下「放送番組」という。）の適正化を図るための諮問機関として、放送法第6条の規定により、飯山市放送番組審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問及び答申事項等)

第22条 審議会は、次の各号に掲げる事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定又は改廃に関する事項
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、放送番組の適正化に関する重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議した前項各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(審議会への報告)

第23条 市長は、次の事項について、審議会へ報告しなければならない。

- (1) 審議会が、市長の諮問に応じてした答申又は市長に対して述べた意見について市長が講じた措置の内容
- (2) 法令の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

(放送番組基準等の公表)

第24条 市長は、審議会に関する次の事項をできるだけ多くの視聴者が知ることができる方法によ

り公表する。

(1) 放送番組基準

(2) 審議会、市長の諮問に応じてした答申又は意見の内容その他審議会の議事の概要

(3) 審議会が、市長の諮問に応じてした答申又は市長に対して述べた意見について市長が講じた措置の内容

(組織)

第25条 審議会は、委員7人以上をもって組織する。

2 委員は、放送番組を視聴できる者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 第21条から前条までに定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は市長が別に定める。

第6章 放送

(放送内容の変更)

第27条 市長は、審議会からの答申又はやむを得ない事由により、情報通信施設の行う放送の内容を変更することができる。このことにより生じる損害については、賠償しないものとする。

(無断使用の禁止)

第28条 加入者は、電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）、配線等により放送内容を第三者に提供してはならない。

(免責事項)

第29条 市は、天災、事変その他市の責に帰することができない事由により、事業の提供の停止があっても、その損害については、賠償しない。

第7章 雑則

(委託)

第30条 市長は、情報通信施設の設置の目的を効果的に達成するため、情報通信施設の業務の一部を株式会社テレビ飯山に委託する。

(補則)

第31条 この条例に定めるもののほか、情報通信施設に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) この条例に規定する手続きを得ないで、引き込み工事若しくは宅内工事を依頼し、又は施工した者

(2) 貸与機器に悪意をもって不正器具を使用した者

(3) 前2号のほかこの条例に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

[中略]

(別表) (第8条—第11条関係)

種別	基準又は単位		金額
加入金	新規加入時		20,000円
使用料	基本	セットトップボックス 1台 1月	2,500円
		4K対応セットトップボックス 1台 1月	3,000円
	録画プラス	HDD500GB内蔵セットトップボックス 1台 1月	3,700円
		4K対応HDD2TB内蔵セットトップボック	4,200円

		ス 1台 1月		
		HDD500GBブルーレイディスクドライブセットトップボックス 1台 1月	4,800円	
ミニ		セットトップボックスなし 1月	1,500円	
増設機器		セットトップボックス 1台につき 1月	1,000円	
		4K対応セットトップボックス 1台につき 1月	1,500円	
公共施設		ケーブルモデム、電話機各1台 1月	1,000円	
インターネット ト接続料		30.0Mbps 1月	2,500円	
		160.0Mbps 1月	3,000円	
		100Mbps (公共施設のみ) 1月	20,000円	
	オプション 1月		レンタルサーバサービス	5,000円
			レンタルサーバサービス(ライト)	2,000円
			レンタルサーバサービス(スタンダード)	4,000円
			レンタルサーバサービス(アドバンス)	7,000円
			レンタルサーバサービス(スペシャル)	9,000円
		その他規則で定めるオプション	1,500円を超えない範囲で規則で定める額	
区域外電話使用料		基本使用料 1月	500円	
		通話料	実費	
有料番組			実費	
手数料		休止又は再開 1件	2,000円	
		移転工事その他	電柱の移転費用を除く工事实費	
		インターネット内容変更	1,500円	
		グローバルIPアドレス設定変更	3,000円	
		レンタルサーバサービス初期設定	5,000円	
放送使用料	自主放送番組での映像広告 1回につき	15秒	250円	
		30秒	500円	
		1分	900円	
		2分	1,300円	
		3分	1,500円	
		3分を超える場合は1分につき	500円	
	信毎文字放送での静止画広告	1月	3,000円	

飯山市放送番組審議会規程

(目的)

第1条 この訓令は、飯山市情報通信施設条例（平成13年飯山市条例第24号）第21条の規定により飯山市放送番組審議会（以下「審議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、任期満了後に審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員総数の過半数の出席によって成立する。

3 審議会は、年2回以上開催する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部事業戦略室が行う。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

[以下略]